

第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開とした部分のうち「不動産鑑定士の氏名に係る情報、土地家屋調査士の氏名に係る情報及び借地に係る情報の全てのうち補償業務管理士の非公開情報を公開することとなる箇所を除いた情報」を公開すべきであり、その他の部分を非公開とした判断は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年3月6日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H6年から〇〇による開発申請等含む書類（以下「請求①」という。）とH13年〇〇から県に所有権変更された時の契約書から添付書類（周辺許可同意書含む）資産評価、公図、登記書、土地賃貸使用料契約等含む（以下請求②という。）にぎわいづくり課（阿南公開）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年3月28日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、別表の左欄に掲げる文書と特定した上で条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

平成29年3月31日、実施機関は、本件処分において決定を行った公文書のうち「〇〇契約〇〇に伴う公有財産の〇〇（〇〇）について（平成12年6月16日）」に係る地積測量図の借地に係る情報を条例第8条第1号に該当するとして新たに公開しないこととする公文書部分公開決定処分の一部変更決定（以下「変更決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年4月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和4年11月8日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな全開示を求める。

2 審査請求の理由

本来、神社は国の財産であり、その資料は全て公開すべきである。これら隠す行為は、正に「枉法行為」そのものです。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求に係る公文書を「〇〇契約書」及び「〇〇文書」と特定した。

特定の経緯は、請求①に該当する可能性のある公文書としては、平成3年3月に県〇〇と締結した〇〇契約書類と平成7年3月31日付けの〇〇契約書類の2つが存在したが、請求書に「平成6年から」との記載があったことから、請求①に係る公文書として平成7年3月31日付け〇〇事業に係る〇〇契約〇〇の締結についての立案文書と特定した。

請求②については、所有権変更に該当する文書が今回特定している平成12年6月16日付けの文書以外に無かったことから、これらの公文書を請求②に係る公文書と特定した。

本件公文書には、不動産鑑定士等の氏名及び印影等が記載され、これらの情報は特定の個人を識別できる情報であることが明らかであり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条第1号により非公開とした。

また、不動産鑑定評価書の別表①③⑤⑦の取引事例比較法に記載のある取引事例の推定標準価格及び時点修正変動率以外については、当該地域は市街地ではなく、取引事例も少ないため、駅からの距離や土地の面積等の条件等が分かれば他の情報と照合することにより個人の特定に繋がる恐れがあるとして、条例第8条第1号により非公開とした。

さらに、法人代表者の印影は法人に関する情報であり、公にすることで法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため、条例第8条第2号により非公開とした

以上により、条例第12条第1項の規定により部分公開決定を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年11月8日	諮問

令和 5 年 6 月 1 5 日 第 1 部 会 （ 第 1 回 ）	審議
同 年 7 月 1 3 日 第 1 部 会 （ 第 2 回 ）	実施機関からの口頭理由説明、審議
同 年 8 月 2 5 日 第 1 部 会 （ 第 3 回 ）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 請求に係る公文書の特定について

実施機関は、請求①に係る公文書として「〇〇事業に係る〇〇契約書の締結について（平成7年3月31日）」と特定し、請求②に係る公文書としては、「〇〇契約〇〇に伴う公有財産の〇〇（〇〇）について（平成12年6月16日）」と特定している。

ア 請求①に係る公文書として実施機関において保有している公文書は、平成3年及び平成7年に実施機関〇〇とで締結した〇〇契約に関する書類のみであった。請求書の「平成6年から」との記載を踏まえ、請求①に係る公文書は平成7年3月31付けの〇〇契約に関する立案文書と特定したとのことである。

請求②に係る公文書としては、所有権変更に該当する文書が平成12年6月16日付けの〇〇契約〇〇に関する立案文書しか存在しなかったことから当該公文書を請求②に係る公文書として特定したとのことである。

イ 請求①に係る公文書の特定に関しては、〇〇による開発申請等の書類と請求書には記載されているが、事務分掌等を確認しても、実施機関において開発に関する事務を所掌しているとは認められない。また、〇〇が行う開発に関する書類を実施機関において保有していないため、実施機関において保有している公文書の中から〇〇との〇〇契約文書を請求の対象文書と特定し、公開している。このことについては、請求内容から請求者の求める公文書をくみ取り公開しようとするもので実施機関の説明に不自然不合理な点はない。

請求②に係る公文書の特定に関しては、「平成13年に〇〇所有権変更された時の契約書」と請求書には記載されているが、平成12年度以降に所有権移転は行われておらず、実施機関において保有している所有権変更に係る公文書は、平成12年6月16日付け〇〇契約の〇〇に伴い行われた所有権変更に係る公文書しか存在しなかったことから、当該文書を請求②に係る公文書と特定した上で、公開している。請求②に係る公文書の特定についても、請求①に係る公文書の特定と同様に、請求内容から請求者の求める公文書をくみ取り実施機関において保有する公文書の中から公開しようとするもので実施機関の説明に不自然不合理な点はない。

ウ 実施機関は上述のとおり本件請求に係る公文書を特定した上で、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする部分公開決定処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件請求に係る公文書の特定についての指摘はなく、本件処分における非公開部分の公開を求めていることから、以下、当審査会では、本件処分及び変更決定における非公開部分の非公開情報該当性について検討する。

2 本件請求に係る処分における非公開部分の非公開情報該当性について

本件請求に係る処分における非公開部分について、条例第8条に規定する非公開情報の該当性について検討する。

実施機関の主張する本件処分における非公開該当情報及び該当理由は次のとおりである。

- ① 不動産鑑定士の氏名及び印影
- ② 補償業務管理士の氏名及び印影
- ③ 土地家屋調査士の氏名及び印影
- ④ 取引事例
- ⑤ 借地に係る情報
- ⑥ 法人代表者の印影

①から③及び⑤の情報について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため非公開としている。

④の情報については、当該地域は市街地ではなく、土地取引の事例も少ないことから駅からの距離や土地の面積等の条件が分かれば、他の情報と照合することにより参考とした取引事例地が特定され、個人の特定につながる恐れがあるとして非公開としている。

⑥の情報については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開としている。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号イ）、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（同号ロ）並びに当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であ

るときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（同号ハ）を除くとされており、個人の権利利益を保護する観点から、非公開情報を定めたものである。

「個人に関する情報」とは、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。この条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とするものである。

また、「法令若しくは他の条例の規定により」とは、法令（法律、政令、省令その他国の行政機関の命令等をいう。）又は他の条例の規定であって、何人に対しても公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由等によっては公開を拒否する場合は定められていれば、当該情報は「公にされている情報」には該当しない。

さらに、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味し、実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報であって、当該個人が了承し、又は公表を前提として提供したものや公表しても社会通念上個人の権利利益を侵害するおそれのない情報として、従来から公表しているものが挙げられる。

(2) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」とされており、営業の自由や社会的評価の保護等の観点から、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

ここにいう「法人」とは、営利を目的とする株式会社等の営利法人のほか、民法の規定による公益法人等をいい、「その他の団体」とは、法人格は有しないが団体としての規約及び代表者の定めのあるものをいう。また、「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいい、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得など事業に関する一切の情報をいう。

「権利」とは、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「おそれ」の有無の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討

し、慎重に判断する必要がある。当該情報の一例として、「経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるもの」が挙げられる。

(3) 条例第 8 条第 1 号及び第 2 号の該当性について

以下、①～⑥の情報について非公開情報該当性について検討する。

①不動産鑑定士の氏名及び印影の非公開情報該当性について

不動産鑑定士の資格は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号。以下「不動産鑑定評価法」という。）第 4 条の規定のとおり不動産鑑定士試験に合格し、実務修習を修了し、国土交通大臣の確認を受けた者が有する資格である。

また、不動産鑑定評価法第 15 条において、不動産鑑定士の資格を有する者が、不動産鑑定士となるには、国土交通省に備える不動産鑑定士名簿に、氏名、生年月日、住所、その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならないとされている。

さらに、不動産鑑定評価法第 22 条第 1 項では、不動産鑑定業を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては国土交通省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならないこととなっており、登録の際には、不動産鑑定評価法第 23 条第 1 項第 4 号のとおり事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名を記載しなければならないこととなっている。

なお、不動産鑑定評価法第 31 条第 1 項のとおり、国土交通大臣又は都道府県知事は不動産鑑定業者登録簿を公衆の閲覧に供さなければならないこととなっている。

実施機関は、不動産鑑定士の氏名及び印影の情報は特定の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるため条例第 8 条第 1 号に該当し、非公開と主張している。

確かに個人が保有している資格情報については、個人に関する情報に該当するが、不動産鑑定評価法第 31 条第 1 項のとおり不動産鑑定業者登録簿は公衆の閲覧に供されているため、不動産鑑定士の氏名及び所属事務所名という情報は何人に対しても公開されている情報といえることから、不動産鑑定士の氏名は条例第 8 条第 1 号ただし書イに該当するため、同号に該当する非公開情報とは認められない。

ただし、不動産鑑定業は地方税法第 72 条の 2 第 10 項に掲げる事業であること及び不動産鑑定評価は法に基づく登録を受け、公衆の閲覧に供された不動産鑑定士によって行われるという性質から業として行われているものであるといえることから、不動産鑑定士の氏名及び印影の情報については、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるといえる。については、条例第 8 条第 2 号に該当する情

報である。

条例第8条第2号の非公開情報該当性については、不動産鑑定士の氏名に関する情報は、既に公にされている情報であるといえるため、公開することにより当該事業者の正当な利益を害する情報であるとは認められないが、不動産鑑定士の印影については、公開することにより印影を偽造し、不動産鑑定評価書そのものを偽造し悪用することが可能となるおそれがあり、不動産鑑定士として営む事業について正当な利益を害するおそれがあるといえるため、同号の非公開情報に該当する。

②補償業務管理士の氏名及び印影の非公開情報該当性について

実施機関は、補償業務管理士の氏名及び印影の情報は特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため条例第8条第1号に該当し、非公開と主張している。

補償業務管理士の資格は、一般社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する民間資格である。個人が保有している資格情報については、個人に関する情報に該当する。また、補償業務管理士の資格保有者に関する情報については①の不動産鑑定評価士とは異なり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

については、補償業務管理士の氏名及び印影の情報は条例第8条第1号に規定する個人に関する情報であり非公開情報に該当する。

③土地家屋調査士の氏名及び印影の非公開情報該当性について

土地家屋調査士の資格は、土地家屋調査士試験に合格した者（土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第4条第1号）、又は、法務局若しくは地方法務局において不動産の表示に関する登記の事務に従事した期間が通算して10年以上になる者であって、法務大臣が同法第3条第1項第1号から第6号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認めたもの（同法第4条第2号）が有する資格である。

また、土地家屋調査士法第8条において、土地家屋調査士の資格を有する者が土地家屋調査士となるには、日本土地家屋調査士連合会に備える土地家屋調査士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する土地家屋調査士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならないとされている。

さらに、土地家屋調査士法第18条では、日本土地家屋調査士連合会は、調査士の登録をしたとき、及びその登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもって公告しなければならないとされている。

実施機関は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため条例第8条第1号の非公開情報に該当し、非公開と主張している。

しかし、①の不動産鑑定士の情報と同様に個人が保有している資格情報については、個人に関する情報に該当するが、土地家屋調査士法第18条のとおり土地家屋調査士の氏名は官報により公にされており、公表しても個人の権利利益を侵

害するおそれのない情報として従来から公表しているものといえることから、条例第8条第1号ただし書イに該当するため、同号に該当する非公開情報とは認められない。

ただし、土地家屋調査士業は、①の不動産鑑定士の情報と同様に、地方税法第72条の2第10項に掲げる事業であること及び土地家屋調査士は法に基づく登録を受け、官報により土地家屋調査士として登録を受けたことが公とされている土地家屋調査士によって行われるという性質から業として行われているものであるといえることから、土地家屋調査士の氏名及び印影の情報については、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるといえる。ついては、条例第8条第2号に該当する情報である。

条例第8条第2号の非公開情報該当性については、土地家屋調査士の氏名に関する情報は、既に公にされている情報であるといえるため、公開することにより当該事業者の正当な利益を害する情報であるとは認められないが、土地家屋調査士の印影については、公開することにより印影を偽造し悪用することが可能となるおそれがあり、土地家屋調査士として営む事業について正当な利益を害するおそれがあるといえるため、同号の非公開情報に該当する。

④取引事例の非公開情報該当性について

実施機関が非公開とした取引事例は、〇〇契約〇〇に伴う公有財産の〇〇（〇〇）について（平成12年6月16日）に添付されている不動産鑑定評価書において不動産評価のために用いられた取引事例比較法における取引事例に関する情報である。

取引事例として非公開とされている情報は、街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件、画地条件、取引時点、取引価格、事情補正、時点修正、現在推定価格、標準化補正及び地域要因格差に関する情報である。

実施機関は、これらの情報について、鑑定対象地は市街地ではなく、取引事例も少ないため、駅からの距離や土地の面積等の条件が公開されると他の情報と照合することにより取引事例比較法の比較対象となった土地が明らかとなり、個人の特定につながるおそれがあるとして条例第8条第1号に該当し、非公開と主張している。

鑑定評価における取引事例地は面積や取引時点その他土地条件など鑑定評価対象地の条件と著しく相違していない土地から収集されることが通例であるため、不動産取引が活発ではない当該地域の事情を考慮すると、諸条件を公開すると他の情報と照合することにより個人の特定につながるおそれがあると認められる。

ついては、取引事例に関する情報は条例第8条第1号に該当する非公開情報に該当する。

また、実施機関が公開している情報では、取引事例地が個人の所有する土地であるかどうかは明らかとなっていないが、仮に法人等の所有地であったとしても、個別の土地取引の内容は、法人等の経営上の内部管理に関する情報に該当し、こ

れらを公開することは当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第8条第2号の非公開情報に該当する。

⑤借地に係る情報の非公開情報該当性について

実施機関が非公開とした借地に係る情報は、事業地に含まれる個人所有の土地についての情報であり、土地の所在、地目、登記面積、実測面積及び所有者に関する情報である。実施機関はこれらの情報を、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるとして、条例第8条第1号に該当し、非公開と主張している。

しかし、審査会において確認したところ、実測面積を除いた情報については、登記簿に記載されている情報であり、既に公にされている情報であるといえることから、借地に係る情報のうち実測面積以外の情報は条例第8条第1号ただし書きに該当するため、同号に該当する非公開情報とは認められない。

また、実測面積に係る情報についても実測面積を含めた借地に係る情報について、公開文書の他の箇所ですでに公にされている情報であり、他の箇所を公開し、当該非公開部分のみ非公開とする特別の事情も認められないことから、条例第8条第1号に該当する非公開情報とは認められない。

⑥法人代表者の印影の非公開情報該当性について

実施機関は、立案文書に含まれる〇〇の支配人及び取締役社長の印影及び不動産鑑定業者の代表者の印影は法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第2号に該当し、非公開と主張している。

実施機関が非公開とした法人の代表者の印影については、公にすることで、偽造されて第三者に悪用される場合があるなど、法人の事業経営における正当な利益を侵害するおそれがあると認められるため、条例第8条第2号の非公開情報に該当する。

3 本件処分の妥当性について

2において検討したとおり、①不動産鑑定士の印影に係る情報、②補償業務管理士に係る情報の全て、③土地家屋調査士の印影に係る情報、④取引事例に係る情報の全て及び⑥法人代表者の印影に係る情報の全てについては、実施機関の主張は妥当であるが、①不動産鑑定士の氏名に係る情報、③土地家屋調査士の氏名に係る情報及び⑤借地に係る情報の全てについては、実施機関の判断は妥当ではないため、公開すべきである。

ただし、実施機関が公開した文書中には、①不動産鑑定士の氏名に係る情報を公開することとすると、②補償業務管理士に関する情報を公開することとなる箇所が存在する。については、①不動産鑑定士の氏名に係る情報については、②補償業務管理士の非公開情報を公開することとなる箇所を除き、公開すべきである。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件事案においては、本件処分を行った後に、変更決定を行い、新たに非公開とする部分を追加している。

本件処分は、非公開とする部分を除きその他を公開する決定であることから、徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）第2条第4号の許認可等に該当するものである。また、変更決定により本件処分に新たに非公開部分を追加することは、当初の公開するとの決定を一部取り消し、新たに非公開決定を行うものと認められ、審査請求人にとって不利益な変更を行うものと認めざるを得ないことから、同条例第13条第1項第1号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当すると認められる。

ついては、徳島県行政手続条例第13条第2項の除外事由がない限り、同条第1項第1号イに基づき、審査請求人に対して、聴聞手続きを行うべきであったといえる。

実施機関においては、今後、徳島県情報公開条例に基づいた慎重な決定及び適切な事務執行を行うことを望む。

別表

文書名	非公開部分	該当条項
〇〇事業に係る〇〇契約書の締結について（平成7年3月31日）	不動産鑑定士の氏名及び印影、保償業務管理士の氏名及び印影、土地家屋調査士の氏名及び印影、取引事例並びに地積測量図のうち借地に係る部分	条例第8条第1号
〇〇契約〇〇に伴う公有財産の〇〇（〇〇）について（平成12年6月16日）	法人代表者の印影	条例第8条第2号

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	令和5年7月31日まで